

## 山元町議会請願・陳情書等の取扱基準

山元町議会に提出された請願及び陳情について、下記のとおり取扱基準を定める。

### 記

#### 1 請願書及び陳情書の事務局における分類

##### (1) 請願

請願権は国民の基本的権利のひとつであることから、所定の要件を具備した請願について、議長は町民又は町外在住を問わず、山元町議会会議規則（以下「会議規則」という。）第91条の規定により、所管の常任委員会又は議会運営委員会（以下「所管の委員会」という。）に付託し審査を行う。

##### (2) 陳情等

定例会の議事日程を決定する議会運営委員会開催の前々日までに到着し、会議規則第88条第1項に規定された所定の要件を具備する陳情書は、次のとおり分類する。

- ① 郵送・持参を問わず町民から提出された陳情書は、所管の委員会に付託することができる。
- ② 持参された町外在住者から提出された陳情書は、所管の委員会に付託することができる。
- ③ 単に郵送された町外在住者又は町外の団体からの陳情書は、資料配付の扱いとする。

また、次によるものは町内外を問わず審査除外とする。

- ① 法令違反、違反行為を求めるものなど公の秩序に反するもの。
- ② 個人、団体等を誹謗・中傷し、その名誉を棄損し又は信用を失墜する恐れのあるもの。
- ③ 訴訟又は行政不服審査などで係争中のものなど司法権の独立を侵害する恐れのあるもの。
- ④ 町職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの。
- ⑤ 既に願意が達成されているもの、又は実現の見通しが明らかなもの。

- ⑥ 趣旨、願意などが不明確で判然としないもの。
- ⑦ 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの。
- ⑧ 町の事務に関係しない内容を願意とするもの。
- ⑨ その他議会の審議になじまないと判断したもの。

## 2 議長における確認

議長は、事務局の分類により、資料配付の扱いとされた町外在住者及び団体からの陳情書中、住民の福祉及び利益の向上に影響を与えるものがないかどうかの確認を行い、万一ある場合は、所管の委員会に付託する（会議規則第91条）。

また、資料配付の必要性がないと判断した場合は議長供覧にとどめるものとする。

## 3 議会運営委員会における確認

議会運営委員会は、議長からの諮問により、資料配付の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、所管の委員会に付託すべきものがないか確認を行う。

## 4 「資料配付扱い」とされた町外郵送文書の扱い

資料配付扱いとされた陳情書は、全議員に参考資料としてその写しを配付する。